平成26年労第13号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日からA県A市所在のBが運営する通院介護及び短期入所生活介護施設である「C」において、勤務していたが、同年〇月〇日、上記施設内で勤務中、担当していた認知症の利用者から突然下顎を殴られ負傷した。請求人は、負傷当日、D病院に受診し「両側下顎骨骨折、両側顎関節症、開口障害」と診断され、複数の病院への転医・療養を経て、平成〇年〇月〇日に転医したE病院での療養の結果、平成〇年〇月〇日をもって、治ゆ(症状固定)となった。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして障害補償給付の請求をしたところ、 監督署長は請求人に残存する障害の程度について、労働者災害補償保険法施行規 則別表第1に規定する障害等級表上の障害等級(以下「障害等級」という。)第 10級と認定し、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらにこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害の程度が障害等級第10級を超えるもので あると認められるか否かにある。

第5 審查資料

(略)

- 第6 事実の認定及び判断
 - 1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、請求人の障害の程度は、障害等級第10級を上回ると主張するので、 以下に検討する。

(1) 「そしゃく機能に障害を残すもの」に該当するか否かついては、認定基準に よれば、「そしゃくができない、あるいはそしゃくが十分にできないものがあ ること」が医学的に確認できる場合をいうとされ、「医学的に確認できる場合」 とは、「不正咬合、そしゃく関与筋群の異常、顎関節の障害、開口障害、歯牙損 傷(補てつができない場合)等そしゃくができないものがあること、またはそ しゃくが十分にできないものがあることの原因が医学的に確認できることをい う」とされているところ、請求人については、F医師の意見書によれば、「顎 関節にどの程度のポテンシャルがあるのかを確認するためには、全身麻酔下で の開口量の測定および開口訓練を行い、無意識下での開口量がどの程度あるか は確認する必要がある」とし、「それにより、疼痛により開口障害が出現して いるのか、もしくはメカニカルに関節の内部の問題で開口障害が出現している かの判断が可能。本人にその旨説明した事もあるが、拒否された。」としてお り、この意見書では、請求人のそしゃく機能の障害の程度については具体的に 確認されておらず、この意見書以外にはそしゃく機能の障害の程度に関する医 証は提出されていない。しかしながら、F医師は、一方で、「開口量は13mm 前後で確かに開口障害を認める所見である」としているところであり、同意見 書、提出された資料及び請求人の自訴を総合すると、少なくとも、開口障害によ りそしゃくが十分にできないものがあるものと認められる。しかしながら、そ

しゃく機能の原因が医学的に確認されているとはいえない。

- (2) 請求人の言語機能に関する障害についてみると、自訴はあるもののF医師作成の診断書に言語機能障害に関する記載はなく、客観的な裏付けが認められない。当審査会開催の公開審理においても、請求人の発語に著しい支障があるようには見えず、認定基準にいわゆる「口唇音、歯舌音、口蓋音、喉頭音」のいずれについても発音は可能であり、また、発言自体も明確であって、聞き取りにくい状況とは認められなかった。したがって、言語の機能に著しい障害はないものと認められる。
- (3) 顎部の疼痛については、自訴にて開口時に両顎関節部に強い疼痛を認め、その原因として両側の外傷性顎関節症が関与していると推定されることから、局部にがん固な神経症状を残すものと推定される。
- (4) 以上のことから、請求人に残存する障害の程度は、「そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの」(障害等級第10級の2)及び「局部にがん固な神経症状を残すもの」(障害等級第12級の12)にそれぞれ該当し、これらの残存障害は、1の身体障害に他の身体障害が通常派生する関係にある場合に該当するので、上位の等級である障害等級第10級の2に該当するものと判断する。
- 3 以上のとおりであるので、請求人に残存する障害の程度は障害等級第10級を 超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害補 償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。